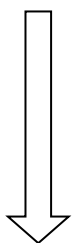


# 宗像市排水設備工事の主な流れ

(詳細は、P2「排水設備等の施工基準及び注意事項」を参照)

① 工事着工前に「排水設備等計画確認申請書」を下水道課に提出



- ※ **分流式**なので、**雨水と汚水を別々に排除するように設計すること。**
- ※ 「排水番号」は記入不要（市下水道課で記入）
- ※ 他人の土地や排水設備を使用する場合、所有者の「承諾書」を提出
- ※ 営業用調理場等があるときは、「グリース阻集器」を設置するものとし、阻集器選定計算書を添付すること。
- ※その他、**排水基準を満たさない場合は、「除害施設」を設置すること。**

① - 2 下水道課にて内容を審査



※修正指示がある可能性があるため、まだ着工しないこと。

① - 3 「排水設備等計画確認書」の発行（排水番号発番）・受取



※市からの電話連絡後に確認書を受け取にくること。

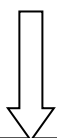
② 排水設備工事着手



③ 工事完了後に「排水設備等工事完了届」を下水道課に提出

- ※**工事完了後、5日以内に提出**のこと
- ※「排水番号」は「排水設備等計画確認書」記載の番号を記入
- ※井戸メーターがある場合はメーター器の位置を明示
- ※雨水排水口の仕上げを完了検査時確認できない場合は写真を事前提出

公共下水道使用開始(休止・廃止)届（様式第5号(第8条関係)）を下水道課に提出  
誓約書（井戸メーター使用の場合）（様式第9号(第13条関係)）



- ※市から**完了検査日程をFAXにて送信するので、確認の上返信すること。**
- ※**申請者（居住者）**に完了検査の日時を事前に連絡し、**宅地内への立ち入りの承諾**を受けておくこと。

③ - 2 完了検査

- ※不良箇所は手直しを指示する。写真による報告又は再検査を行う。
- ※「排水設備等工事完了検査済証」が必要あれば請求すること。

# 宗像市排水設備等の施工基準及び注意事項

## I 基準となる法令等

下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則、標準下水道条例（通達）、宗像市下水道条例、宗像市下水道条例施行規程等

## II 排水設備等工事の施工基準

下水道排水設備工事責任技術者講習会テキスト及び  
下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）に準じる

## III 全体的な注意事項

- ①排水設備等の工事は、宗像市排水設備指定工事店でなければ施行してはならない。
- ②工事を行う場合、指定工事店はあらかじめ「排水設備等計画確認申請書」を管理者に提出し、その確認を受けなければ着工できない。
- ③排水設備等工事の実施（設計・施工）は、排水設備責任技術者の監理の下でなければ実施できない。
- ④下水の排除方法が分流式なので、雨水と汚水を別々に排除し、汚水管に雨水が侵入しないように施工すること（野外に洗濯機を置く場合は、汚水管へ接続するものとし、屋根や囲い等を設置し雨水及び土砂等が汚水管へ流入しないような処置をすること。）  
※エアコン、給湯器、貯水タンク、等の排水ドレンは雨水で可。
- ⑤他人が所有する土地・建物に排水設備を設ける場合、又は他人が設置した排水設備を使用する場合は、事前に所有者の承諾を得（承諾書を提出すること）ること。
- ⑥井戸水等を使用する場合は、井戸ポンプの位置を図面へ明記し、確認申請書・完了届の「使用水」の記載に留意すること（詳細は、後述）

## IV 排水設備等の設計について

### 1. 事前調査の実施

- ①既設公共樹の有無の確認、コンクリート樹等の老朽化、公共樹下流側の汚水の詰まり等の確認（公共樹がない場合、コンクリート樹が老朽化している場合、公共樹が詰まっている場合は事前に市と協議を行うこと）
- ② 浄化槽からの切り替え工事やくみ取りからの水洗改造等で既設の管・樹を使用する場合の事前点検（雨水の流入等）

## 2. 枳（ます）の設置

### (1) 汚水枳

枳の機能を十分に果たせるような施工を行うこと。汚水枳には、雨水を浸入させてはならない（密閉式）。

#### ① 枳の設置箇所

排水管の起点、終点、合流点、屈曲点、管径の120倍を超えない箇所、勾配・管径の変わる箇所、その他維持管理上必要な箇所。

②私道部分（事業所等の駐車場等も同じ）に枳を設置する場合、車両の進入に対応するために鋳鉄蓋（コンクリート受け枠を設けて枳に直接荷重が掛からないようにする）を使用すること。

③宅地内において車両等の乗り入れが想定される未舗装箇所にある汚水枳は、枳を保護するために必ずコンクリート巻きとすること。

#### A. 化成枳について

- ・車両の進入、乗り入れ等がある箇所（一般家庭の駐車場）では、耐圧蓋を使用。
- ・車両通行が多い箇所、中・大型車両の進入等が考えられる箇所では、鋳鉄蓋（コンクリート受け枠）を使用すること。

#### B. 小口径枳について

①小口径枳は、原則として 100×150 を使用すること。（小口径トラップ枳は手前に掃除口を設置すること。）

(2) 雨水枳は枳底部に泥だまりを設け、接合部はゴム輪・シリコン等を使用すること。

(3) トラップ枳（枳にトラップ機能をもたせたもの）

①封水深は、5 cm～10 cmを標準とする。

②二重トラップ（同一配管内で2箇所以上にトラップを設ける、有効な通気管等を設けずに直列に2個以上のトラップを設置する）は、管内の掃流性が低下し、詰まりの原因となるので禁止（建築基準法施行令においても、二重トラップ禁止）。

(4) ドロップ枳・底部有孔枳

①下流管底高に著しい落差があり（通常落差600 mmを超える場合の接続）、インバートだけで結ぶことが困難な箇所に設置する。

②掃除口を設けること。設置が無理な場合、底部有孔枳を使用する。

③管の接合と支持固定を完全にすること。

(5) 掃除口

①枳の設置が困難な場合や排水管の検査、掃除に必要と思われる箇所に設置する。

②小口径枳を使用する。

### 3. 排水管布設等

- ①使用材料は、硬質塩化ビニル管（J I S . K 6 7 4 1）
- ②排水本管は、排水人口 150（人）未満ではV U 管  $\Phi 100$  mm 以上を使用すること。  
排水管の勾配は、原則として 100 分の 2 以上。
  - ・ 150（人）以上 300（人）未満では  $\Phi 125$  mm 以上 ・ ・ 勾配は、100 分の 1.7 以上
  - ・ 300（人）以上 500（人）未満では  $\Phi 150$  mm 以上 ・ ・ 勾配は、100 分の 1.5 以上
  - ・ 500（人）以上では  $\Phi 200$  mm 以上 ・ ・ 勾配は、100 分の 1.2 以上
- ③土かぶりは、20 cm 以上（管底から 30 cm 以上）。やむをえず 20 cm 以内とする場合は、管が破損しないように保護をすること。
- ④露出配管の横走管は、原則として V P 管、鋳鉄管を使用すること。
- ⑤走管支持金具は、1.5 m 以内に配置すること（ $\Phi 100$  mm の場合）
- ⑥露出配管の場合は、太陽光線による管の老朽化防止及び管保護のため必ず塗装すること。
- ⑦雨水の側溝への最終排出口はモルタル仕上げを行うこと。
- ⑧排水ヘッダー工法は、申請者の承諾書（申請者が施工を承諾している内容）が必要。

## V 取り付け管等工事・公共汚水ます

### 1. 取り付け管工事の基本的な注意事項

- ①使用材料は、硬質塩化ビニル（J I S . K 6 7 4 1）
- ②取付管管径は、 $\Phi 150$  mm
- ③接続位置は、下水本管中心と取付ます底部取付管中心を結んだ位置
- ④取付管と下水本管とを接続する平均的角度は、下水本管流下方向に対し  $90^\circ$

### 2. 公共汚水ますの設置基準及び費用の負担区分

- ①公共汚水ますは、原則として 1 宅地に 1 個を市が費用負担して設置（2 個目の設置、処理区域化後の土地の分筆等に基づく新設、移設は申請者が負担）
- ②開発行為（宗像市開発行為指導要綱に規定する行為をいう。）に係る公共汚水ますの設置費用は、申請者負担。

開発行為とは、都市計画法に規定する主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

※1,000 平方メートル以上の開発行為等については、市都市計画課に事前協議を行うこと。

- ③公共汚水ますの設置については、必ず事前に市下水道課と協議すること。

### 3. 公共汚水ますの点検（ます及び上・下流側の点検）

- ・排水設備等の工事を行う前に必ず公共汚水ますから上・下流側を点検すること（土砂等の流入の点検確認⇒土砂等は除去すること）。
- ・公共汚水ます上流側の既設短管を使用する場合は逆勾・水たまり・管口目地割れ等があれば補修手直しを行うこと（手直し費用は施主負担）。

## VI 排水設備等計画確認申請書・排水設備等工事完了届の書き方等（補足）

### 1. 共通事項

#### ①申請の種類

- ・新設・・・排水設備等を新設。
- ・改造・・・汲み取り便所等を水洗便所へ改造し、下水道に接続  
合併浄化槽を中止し、下水道に接続
- ・全面改造・・・水洗改造されている家屋を建て替える等、既存の排水設備等を一度撤去し、全般的に再施工。
- ・増設・・・現存する排水設備等に新たな排水設備等を増設。
- ・仮設・・・一時的に排水設備等を設置する工事をいう。
- ・撤去・・・排水設備等を取り去ることをいう。

#### ②位置図・施設平面図

- ・位置図は現地がわかるように目標物（公共施設等）を入れること。目標物がない場合は地形がわかるように縮尺を調整すること。
- ・平面図はどこからの排水か（トイレ・風呂等）わかるようにすること。枳間の距離を明記すること。
- ・雨水は「青色」、汚水は「赤色」で記入すること。
- ・枳を□又は○で図示し、排水経路及び排水先（公共枳、側溝、U字溝、河川等）を記入すること。

③浄化槽（単独・合併）を廃止した場合は、施設平面図に浄化槽があった位置を点線にて図示し、あわせて特記欄に浄化槽を廃止したことを明記すること。（例：合併浄化槽廃止、単独浄化槽廃止）

④自在管等を使用した場合は、必ず施設平面図に図示すること。

### 2. 排水設備等工事完了届・完了検査

- ① 工事が完了したときは、排水設備責任技術者は必ず下検査を行い、指定工事店は 5 日以内に「排水設備等工事完了届」と「公共下水道使用開始届」を提出すること。

- ② 「排水設備等工事完了届」の排水番号は、工事開始前に市下水道課から受け取った「排水設備等計画確認書」記載の番号を記入し、下水道の使用開始日（公共下水道使用開始日）を記入。裏面には水道メーターの口径・メーター番号、使用開始メーター指針を記入する。
- ③ 「工事完了届」が提出された後、下水道課で完了検査の予定を作成し、日時を事前にFAX等で連絡するので、内容を確認し受領のFAX返信を必ず行うこと
- ④ 完了検査には、原則として、工事を施工した責任技術者が立ち会うこと。
- ⑤ 検査のための他人の土地や建物への立ち入りは、予めその居住者の承諾を得なければならないので、申請者（居住者）に完了検査の日時を事前に連絡し、宅地内への立ち入りの承諾を受けておくこと。
- ⑥ 雨水管の側溝・雨水路（公共下水道）への最終排出口について、コンクリートふた等により検査当日の目視確認が困難なものは、完了届の際に写真を提出すること。
- ⑦排水設備等の工事（新設・改造・全面改造・増設・撤去）の施工後には、必ず申請者（設置者）又は土地所有者の方に排水設備等の施設平面図（写し）を渡しておくこと。

## VII その他

### 1 井戸水等の使用について

- ① 井戸水等を使用する場合は、原則、量水器を設置すること。

※条例で、「水道水以外の水(以下「井戸水等」という。)を使用する場合は、使用者は、水道事業で使用している量水器と同等の機能及び材質を有する量水器を設置するものとする。」と規定

※使用料金は、量水器指針により算定を行う。市水道と井戸水等を併用する場合、それぞれの使用量を合算した水量となる。

※量水器の設置がない場合は、一般家庭の場合30㎡認定。市水道併用の場合15㎡と認定加算。後々のトラブル（認定より量水器指針算定が良かったとの声がよくある。）がないよう料金の計算について使用者に説明を行っておくこと。

※アパート、事業所等については原則どおり必ず量水器を設置すること。

- ② 平面図に朱書きで井戸ポンプの位置、量水器の位置及び取付日・メーター指針を記入すること。井戸量水器の使用に関する「誓約書（様式第9号（第13条関係）」を提出すること。
- ③ 井戸水を散水（下水道管に流入しない水）のみに使用する場合は、特記欄に「散水用井戸」と明記すること（下水道料金は発生しない）。
- ④ 使用開始後に下水道使用料算定の基礎となる下水道量等が変更となる場合（井戸を廃止・井戸水を散水のみに変更する、井戸に量水器を設置、井戸水を追加する

等)は「使用水変更届」を下水道課へ提出すること(届出後、市が現地確認を行う。)

- ⑤ 量水器の有効期限到来等により、井戸量水器を取り換えるときは、取り外し時の最終指針、取り付け時の開始指針の写真を撮り、検針作業を行っている宗像地区事務組合(上水道料金センター0940-62-0026)へ報告を行うこと。
- ⑥ 井戸併用の上下水道使用から、井戸の配管を廃止する場合には給水管の申請が必ず必要となるため、宗像地区事務組合(宗像地区水道管理センター0940-62-0975)へ給水管の申請を行うこと。

## 2 全面改造や建物取り壊し時

建築物の取壊し前に必ず公共汚水ますに最も近い宅地側の排水管をキャップ止めし、雨水及び土砂等が公共汚水ますに流入しないように対処すること。

## 3 除害施設(阻集器、グリーストラップ等)の設置について

除害施設とは、工場・事業場、営業用調理場等からの排水の水質を法令で定める基準(後述、排水基準を確認すること)に適合させるために排水を処理する施設のことをいう。

例えば、飲食店・レストランなどの厨房施設からは、油脂類を多量に含んだ水が排出されるため、グリース阻集器の設置を義務付けている。

法令に定める水質基準に適合しない下水を排除する場合は、必ず除害施設を設置し、排水の水質基準に適合するようにすること。また、その機能がわかる構造図・計算書等を事前に提出すること。

さらに、使用者に日常の点検や整備(各設備の保守・点検、掃除、流量、汚泥引き等)をとおして、適切な処理を行い、下水排除基準を保つよう説明すること。

### 阻集器の種類

業 種	除去が必要なもの	設置しなければならない阻集器
営業用調理場等〔旅館、スナック、レストラン、そば・うどん店、和食店、洋食店、中華料理店、惣菜屋、ステーキハウス(焼肉店)、ラーメン屋、焼鳥屋、料理教室、弁当屋、学校等の給食室、社員食堂、すし屋、喫茶店〕、病院・ホテル等の厨房、食肉販売業、魚介類販売業などその他油脂を排水する業種。	油脂分、 固形物(SS)	グリーストラップ(グリース阻集器)、スクリーン

ガソリンスタンド、洗車場、自動車整備工場	ガソリン、油類	オイルトラップ（オイル阻集器）、油水分離槽
排水中に土砂を含む場合	固形物（泥、砂、セメント）	サンド阻集器及びセメント阻集器
理髪店、美容院等（洗面器や洗髪器）、プール及び公衆浴場	毛髪、固形物	ヘア阻集器、活性炭吸着装置
営業用洗濯場（クリーニング店、コインランドリー）	糸くず、布くず、ボタン等	ランドリー阻集器
外科ギプス室や歯科技工室	プラスタ、貴金属等の不溶性物質	プラスタ阻集器
豆腐製造業	固形物（SS）	スクリーン、沈殿槽

#### 4 特定施設の届出について

『**特定施設**』とは、工場や事業などの製造工程や作業工程などで、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れのある物質が排出されないように法令で特別に指定された施設で、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法に規定される施設をいい、この特定施設を有する工場・事業場を『**特定事業場**』という。

特定施設を新しく設置しようとする場合下水道法に基づき工事着手の 60 日前まで特定施設設置届出を行うこと。（※詳細については事前に市に確認を行うこと）

#### 5. ディスポーザ排水処理システムの設置について

公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき同協会の製品認証を受けたもの、又は同基準に基づき評価機関により適合評価を受けたもので、下水道に接続可能な処理槽付のディスポーザシステムは、基本的に認めているが、設置については事前に市と協議を行うこと。  
※単体ディスポーザ（野菜くずや残飯をカッターで粉砕して、そのまま下水管に直接排出する装置）は、使用を認めていない。

#### 6. 排水設備改造資金貸付金

下水の処理区域になってから 3 年以内に、くみ取り便所及び排水設備を下水処理に改造する場合、要件を満たすと貸付金を受けることが可能。相談等あれば、市下水道課へ確認を行うこと（基準・予算残等）。



## 宗像市下水の排除の制限に係る水質基準(宗像市下水排水基準)

特定施設を設置する工場又は事業所(特定事業場)から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道法第12条の2に基づき、政令で定める場合を除き、その水質は下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しなければならない。

また、下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しない水質の下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けて必要な措置をしなければならない。

対象物質または項目	特定事業場	非特定事業所 (除害施設を設置)	号 等
条例で定める基準			
温度	45℃未満	45℃未満	
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満	
浮遊物質(SS)	600 未満	600 未満	
ノルマルヘキサン (n-Hex)			
抽出物質含有量 (鉱物油)	5 以下	5 以下	
〃 (動物油)	30 以下	30 以下	
よう素消費量	220 以下	220 以下	
政令の基準 (下水道施行令 第9条の4)			
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	1
シアン化合物	1 以下	1 以下	2
有機燐化合物	1 以下	1 以下	3
鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	4
六価クロム化合物	0.5 以下	0.5 以下	5
砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	6
総水銀	0.005 以下	0.005 以下	7
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	8
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	9
トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	10
テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	11
ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	12
四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	13
1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	14
1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	15
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	16
1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	17
1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	18
1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	19
チラウム	0.06 以下	0.06 以下	20
シマジン	0.03 以下	0.03 以下	21
チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	22
ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	23
セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	24
ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	25
ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	26
1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	27
フェノール類	5 以下	5 以下	28
銅及びその化合物	3 以下	3 以下	29
亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	30
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	31
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	32
クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	33
ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	34

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

注2 ■枠内は、直罰対象の排除基準を示す。

(直罰:違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用すること)

注3 ■枠内以外は、基準を超えた場合は監督処分対象となり、命令に違反した場合罰則が適用されます。

注4 水質基準は上の表のとおりですが、一部例外もあります。

排水番号		指定工事店		工	種別	型式・形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考	
— 号												
排水設備等計画確認申請書 宗像市公共下水道管理者 宗像市長 宛 次のとおり排水設備等を(新設・改造(単独浄化槽、合併浄化槽、くみ取り)・ 全面改造・増設・仮設・撤去)したいので計画の確認を申請します。												
設置場所		宗像市										
申請者(設置者)	住所											
	氏名	印	電話									
フリガナ												
申請者の所有関係	土〔所有〕・家屋・〔自家〕・共同設置〔有〕 地〔借地〕											
建築物の用途	1 専用住宅 2 共同住宅・アパート 3 併用住宅 4 その他 ※2 3 4の内容( )											
予定使用水	1 水道水 2 井戸水(認定) 3 井戸水(量水器設置) 4 水道水+井戸水(認定)併用 5 水道水+井戸水(量水器設置)併用											
戸数	排水人口	排水面積	建物延面積	階数	建売住宅							
戸	人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	階								
着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日									
排水設備責任技術者			建築業者									
上記のとおり申請がありましたので調査しました結果、法令、条例等の規定に適合していますので、排水設備等計画確認書を交付してよろしいか お伺いします。			受 付									
年 月 日												
課長	係長	係員										
					計							
					諸経費							
					小計							
					消費税							
					合計							
					特記							

**排水設備等申請書(表)**

※ 工事着工前に提出すること  
(排水番号は記入不要)

排水設備等計画完了届 (裏)

位置図	指定工事店	排水番号	設置場所	メーター口径	mm	使用開始メーター指針
		—	宗像市	No.	M	—

施設平面図

「排水設備等計画確認書」を基に記入

上水道メーターNo

使用開始メーター指針

排水設備等計画申請書 (裏)

位置図	指定工事店	排水番号	設置場所
(表):		—	宗像市 7丁目

申請地

施設平面図

樹番号	樹種類	寸法	樹深度
S1	小口径樹 (90L)	φ100-150 H=300	
S2	小口径樹 (YW)	φ100-150 H=350	
S3	小口径樹 (90Y)	φ100-150 H=370	
S4	小口径樹 (45Y)	φ100-150 H=400	
S5	小口径樹 (UT)	φ100-150 H=410	
S6	小口径樹 (90L)	φ100-150 H=470	
S7	小口径樹 (90Y)	φ100-150 H=500	
S8	小口径樹 (45L)	φ100-150 H=630	
S9	小口径樹 (DR)	φ100-150 H=900	
S10	小口径樹 (DR)	φ100-150 H=760	

2F







**公共下水使用開始後に、使用水を変更した場合に提出**  
 (例) 水道水と井戸→水道水のみへ

様式第 8 号(第 13 条関係)

使 用 水 変 更 届  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年    月    日</div> 宗像市公共下水道管理者                      様  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">(届出者)</div> 住 所 宗像市 氏 名 _____ (印) (電話 _____ )		
宗像市下水道条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
変更する場所	宗像市	
変更予定年月日	年            月            日	
変 更 内 容	現在の使用水(変更前)	変更後の使用水
	<input type="checkbox"/> 水道水のみ <input type="checkbox"/> 井戸水のみ(認定) <input type="checkbox"/> 井戸水のみ(量水器設置) <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水(認定) <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水(量水器設置) <input type="checkbox"/> その他の水	<input type="checkbox"/> 水道水のみ <input type="checkbox"/> 井戸水のみ(認定) <input type="checkbox"/> 井戸水のみ(量水器設置) <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水(認定) <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水(量水器設置) <input type="checkbox"/> その他の水
施工指定 工事店名		

添付書類

- 1 井戸水用の量水器(計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める検定に合格した量水器で鉛を使用していないものをいう。)を設置する場合は、設置者が当該量水器の有効期間に応じ、当該量水器を取り替える旨の誓約書
- 2 変更する場所の位置図及び平面図

注意事項

は、該当事項にレ印を記入してください。